

資料 3

子ども子育て支援新制度における 利用調整について

藤枝市児童課
平成26年11月17日

2号・3号子どもに係る利用調整について

1. 基本的な考え

保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、家庭的保育事業者等を利用するに当たり、利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行う。

(改正後児童福祉法附則第73条第1項により読み替えられた児童福祉法第24条第3項)

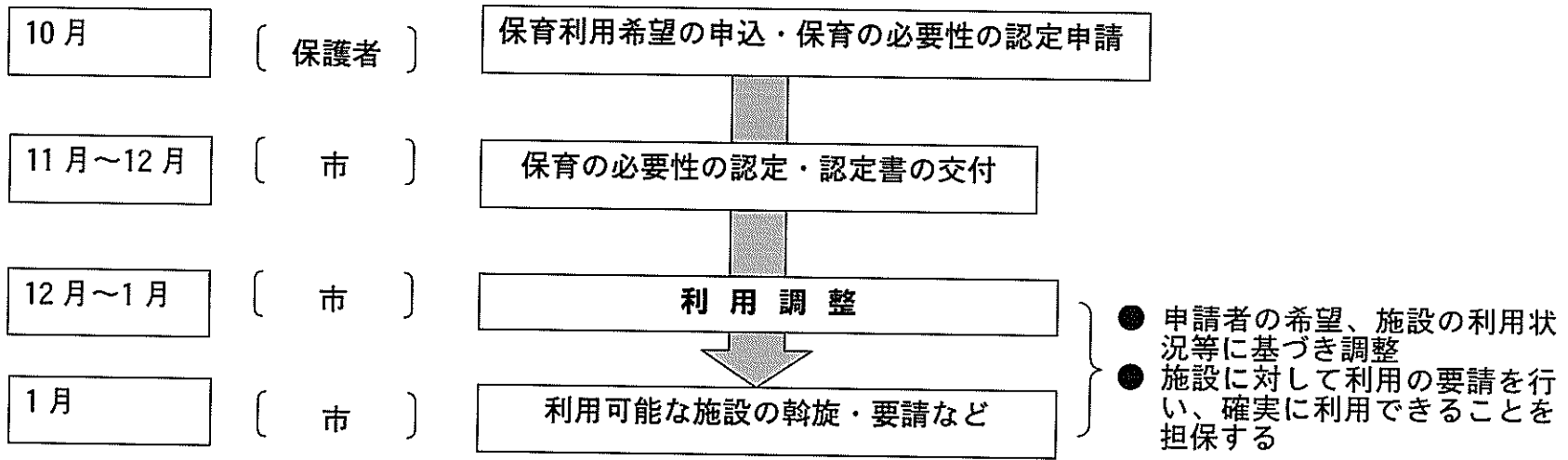
第二十四条

3 市町村は、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業者等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

新制度では2号・3号認定を受けた子どもが特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（特定教育・保育施設等）を利用するに当たって、運営基準に基づき、利用定員を上回る場合、特定教育・保育施設等は保育の必要度の高い順に受け入れることが求められ、児童福祉法に基づき、市が利用調整を行うこととされている。

新制度における保育を必要とする場合の手順

1. 保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条第1項)
2. 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
3. 私立保育所は市と利用者との間の契約とし、利用者負担の徴収は市が行う。



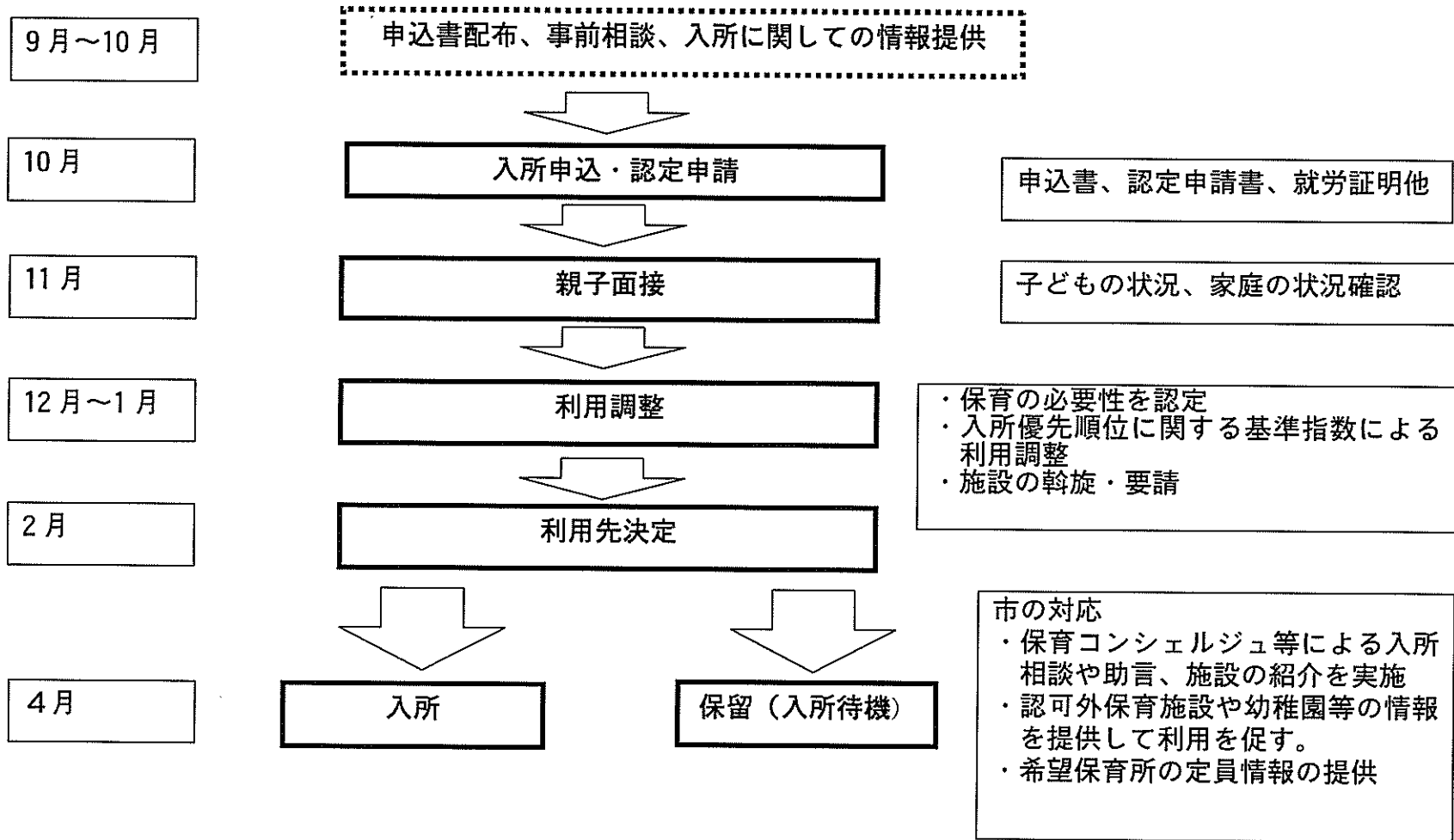
私立保育所を利用する場合

- 保護者と市の契約
- ・利用者負担は市へ支払
 - ・市から保育所施設型給付費を支払

認定こども園・公立保育所・地域型保育を利用する場合

- 保護者と施設・事業者の契約
- ・利用者負担は施設・事業者へ支払
 - ・市から施設・事業者へ施設型給付又は地域型保育給付を支払

保育所入所までの流れ



保育の必要性認定・指数化

子ども・子育て支援法施行規則で規定

○保育を必要とする事由

1. 就労
2. 妊娠・出産
3. 保護者の疾病・障害
4. 同居親族等の介護・看護
5. 災害復旧
6. 求職活動
7. 就学
8. 虐待やDVの恐れがあること
9. 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
10. その他

優先利用は、各事由を指数化して順位を設定する。

○優先利用（全体）

- ①ひとり親世帯
- ②生活保護世帯
- ③低所得世帯
- ④災害復旧
- ⑤生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ⑥虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑦兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧その他

○優先利用（個別）

- ア. 就労日数と就労時間
- イ. 病気の程度、障害の程度
- ウ. 看護の日数と一日あたりの時間
- エ. 介護の程度
- オ. 学校への就学日数と一日あたりの時間
- カ. 祖父母の生活状況
- キ. その他

各施設・事業所の入所順位

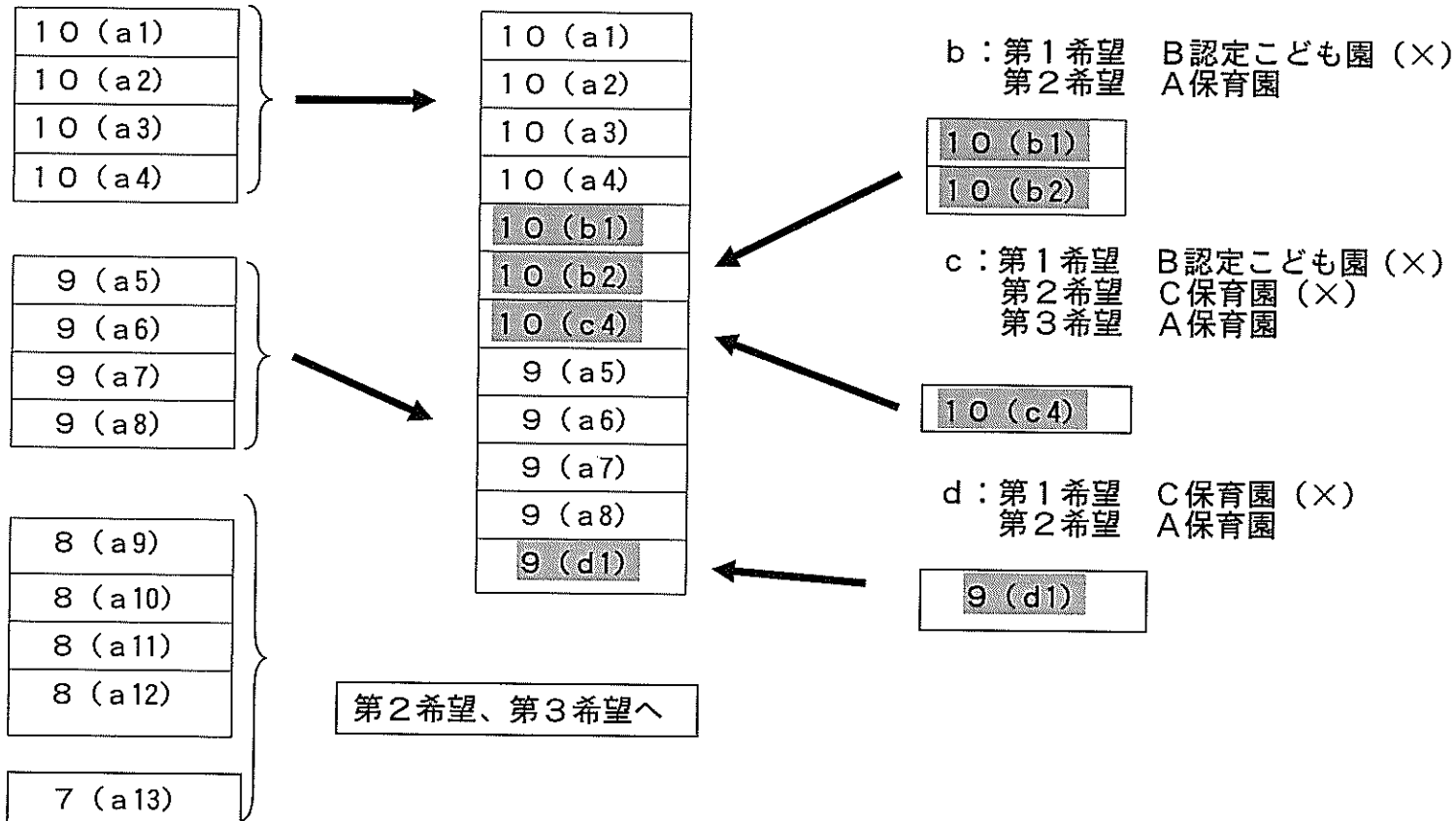
A 保育園	○○	○○	(第1希望)	10点
	□□	□□	(第2希望)	10点
	◇◇	◇◇	(第1希望)	9点
	△△	△△	(第2希望)	9点
B 認定こども園	●●	○○	(第1希望)	10点
	■■	□□	(第2希望)	10点
	◆◆	◇◇	(第1希望)	9点

利用調整（選考）基本イメージ

A保育所 定員 12人 申込 13人

a：第1希望 A保育園

●第1希望の施設ごとに申込者を取りまとめ、指数が高い順に設定



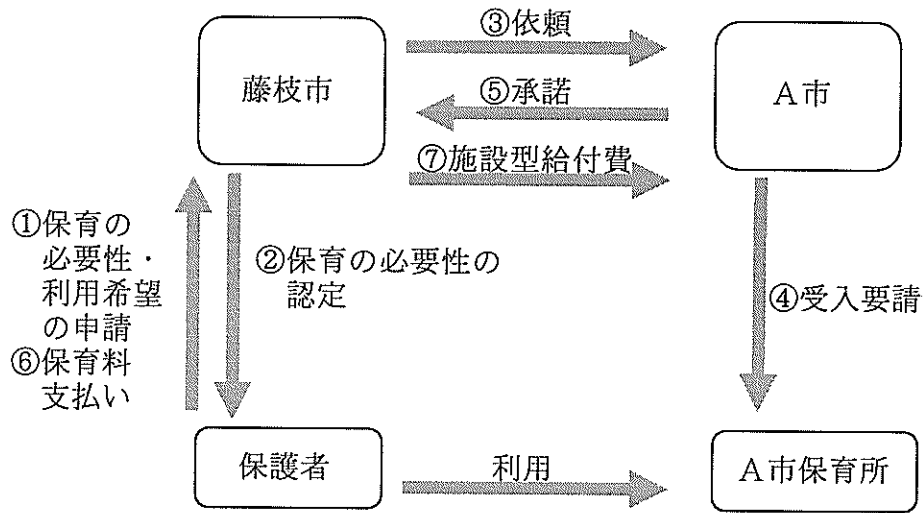
藤枝市民が市外の保育所を利用する場合（広域利用）

市外保育所を利用するケース

- ・ 保護者の職場に近い
- ・ 祖父母宅に近い
- ・ 市外から転入したが、在園していた保育所を引き続き希望 など

市外私立保育所を利用する場合

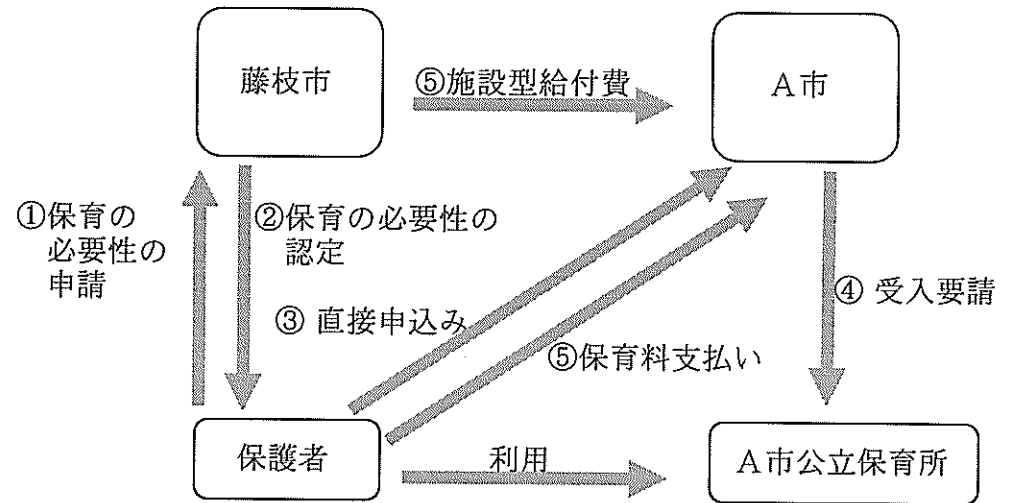
(例) 利用者住所・・・藤枝市
利用保育所・・・A市



- ①保護者が藤枝市へ保育の必要性・利用希望の申請を提出
- ②藤枝市が保育の必要性の認定をする
- ③藤枝市からA市へ依頼（広域依頼）
- ④A市にて調整、保育所へ受入要請
- ⑤A市から藤枝市へ入所承諾
- ⑥保護者は藤枝市が定める保育料を藤枝市へ支払う
- ⑦藤枝市はA市へ施設型給付費を支払う

市外公立保育所を利用する場合

(例) 利用者住所・・・藤枝市
利用保育所・・・A市



- ①保護者が保育の必要性の認定を申請する
- ②藤枝市が保育の必要性の認定をする
- ③保護者はA市公立保育所（＝A市）と直接契約
- ④A市が調整、A市公立保育所に受入を要請
- ⑤保護者は藤枝市が定める保育料をA市へ支払う
- ⑥A市の公定価格から利用者負担額（保育料）を引いた額（施設型給付）を藤枝市がA市へ支払う